令和８年１０月（第１７版）

【登録者向け】
ＫＫＲ年金スマートサービス
ご利用ガイド

既にＫＫＲ年金スマートサービスにご登録されている方向けに
サービス内容をご説明しております。



【ご注意】
ホームページ更新等により画面が若干異なる場合がありますのでご了承ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会

1．サービスの対象と内容

■利用対象者

❶ **現在、国家公務員共済の長期組合員である方**

❷ **過去に国家公務員共済の長期組合員であった方**
（国家公務員共済の後に地方公務員共済の長期組合員となった方を除きます）

❸ **上記の ❶ または ❷ に該当する方で、65歳到達後、KKRから「退職年金決定請求書」がお手元に届いた方**

❹ **現在、KKRから「退職」または「老齢」の年金を受けている方**

■サービスの内容

利用対象者 1 または 2 に該当する方

以下の年金情報を電子的に受け取ることができます。

●ご自身の年金記録

・組合員期間
・各月の標準報酬月額や標準期末手当等の額
・「ねんきん定期便」
　→ 直近で国家公務員共済（第2号厚生年金）に加入されている方へ
　　誕生月に交付
・「退職年金分掛金の払込実績通知書」
　→ 平成２７年１０月以降に１年以上の長期組合員期間がある方へ
　　毎年６月に交付

●将来の年金額の試算

・ご自身の老齢厚生年金や退職年金の試算

→Ｐ５、Ｐ６をご覧ください。

利用対象者 3 に該当する方

退職年金の請求を電子的に行うことができます。

●公務員を退職後65歳に到達（または65歳到達後に公務員を退職）し、KKRから「退職年金決定請求書」が郵送でお手元に届いた方は、本サービスを利用して退職年金の請求を行うことができます。

→Ｐ７をご覧ください。

【注】
「老齢厚生年金」の請求は、本サービスに対応しておりません。65歳到達の３か月前にお手元に届く請求書を使用し、郵送により請求を行ってください。

利用対象者4に該当する方

以下の年金情報を電子的に受け取ることができます。

●公的年金等の源泉徴収票

・令和４年以降にKKRがお支払いした退職または老齢の年金にかかる「源泉徴収票」

●年金額改定通知書及び年金支払通知書

・毎年6月に年金額情報を自動配信いたします。なお、公的な証明書としてはご利用できませんので、ご注意ください。

●在職中の年金支給額の試算

・在職中に支給される老齢厚生年金額の試算

電子版の源泉徴収票を受け取り、オンラインで確定申告のお手続きができます



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

→Ｐ８～Ｐ１０ をご覧ください。

以下の年金に関する届出を電子的に行うことができます。

●氏名変更届・住所変更届

・年金を受けている方が氏名、住所を変更したときの届（転居や住所表示変更があったときは、KKRが住基ネットで確認しますので、原則、お届けは不要です。住民票の住所と異なる場所にお住いの方や、住民票の住所にマンション名や部屋番号がない方等はお届けください。）

●受取機関変更届

・年金の受取金融機関を変更するときの届

●加給年金額対象者に係る届出

・現在ＫＫＲから受けている退職、老齢または障害の年金に、配偶者や子を対象とした加給年金額が加算されている方の加給年金額対象者の現況届（毎年誕生月）

●その他の各種届出

・年金証書の再発行、年金支払通知書の再発行　など

→Ｐ１１、Ｐ１２ をご覧ください。

2．ログイン方法について

初回登録の手続きが完了している方は、以下の方法でKKR年金スマートサービスにログインできます。

■ログイン方法



KKRホームページのトップページ
https://www.kkr.or.jp
にアクセスし、画面を下にスクロールして**「KKR年金スマートサービス」のバナー**をクリックしてください。

◀または、左の二次元コードから
https://www.kkr.or.jp/nenkin/kkr-2.html

「KKR年金スマートサービス ご利用のご案内」画面



「ご登録が済んでいる方 ログイン画面へ」
のバナーをクリック。



次の画面で**「ログイン」**ボタンを押し、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）を入力します。



「KKR年金スマートサービス」トップメニューが表示され、ログイン完了です。

3．ご利用できるサービス

サービスの内容は、
「国家公務員共済の長期組合員である（であった）方」と「国家公務員共済組合連合会から退職または老齢の年金を受けている方」 で異なります。

1 現在、国家公務員共済の長期組合員である方
2 過去に国家公務員共済の長期組合員であった方
向けのサービス内容と利用方法

依頼する

・厚生年金額や退職年金額の試算
・組合員期間、標準報酬などの記録



「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）をクリックし、ログインしてください。
ログイン後、「**年金シミュレーション**」メニューをクリックし、依頼する年金記録や試算条件等を選択・入力してください。

依頼のあった**翌営業日以降**に電子交付いたします。

（注）
すでに年金を受けている方は、年金額の試算はできません。
在職中の老齢厚生年金支給額の試算のみができます。
ご了承ください。

受け取る



・厚生年金額や退職年金額の試算
・組合員期間、標準報酬などの記録

依頼のあった試算の結果や記録情報が交付されると、登録メールアドレスに「交付完了メール」が届きます。
このメールが届きましたら、「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）をクリックし、ログインしてください。

ログイン後、「**電子交付**」をクリックし、e-私書箱に届いた試算結果や記録情報を確認・ダウンロードできます。

※マイナポータルにも同様の通知がなされます（マイナポータルからの確認方法は13ページをご覧ください。）。

・「ねんきん定期便」
・「退職年金分掛金の払込実績通知書」

・「**ねんきん定期便**」は、毎年、誕生月に自動交付されます。

・「**退職年金分掛金の払込実績通知書**」は、毎年６月に自動交付されます。

ログイン後、「**電子交付**」をクリックし、e-私書箱に届いた「ねんきん定期便」や「退職年金分掛金の払込実績通知書」を確認・ダウンロードできます。

※マイナポータルにも同様の通知がなされます（マイナポータルからの確認方法は13ページをご覧ください。）。

❸ 公務員退職後に65歳到達（または65歳以後に退職）し、KKRから「退職年金決定請求書」がお手元に届いた方 向けのサービス内容と利用方法

電子申請する

・退職年金の決定請求



「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）をクリックし、ログインしてください。
ログイン後、「**電子申請**」メニューをクリックし、「**退職年金決定請求書**」を選択してください。その後、画面に指定される項目を選択・入力してください。

有期年金を一時金で受けることを希望する方は、事前に退職所得申告書（退職所得申告書作成システム）に入力のうえ、PDF等のデータとしてあらかじめ保存してからお手続きを開始してください。

（注）
電子申請メニューに「退職年金請求」が表示されない方は、電子申請の対象期間外となりますのでご利用できません。ご了承ください。

＜例＞
- **65歳に到達していない**
- **65歳到達時点で公務員在職中**
- **請求書到着から６か月経過している**

【注意】
「KKR年金スマートサービス」の利用者登録後、電子申請が利用可能となるまで、数日を要する場合があります。

※電子申請利用処理中は、届出メニューをクリックしても、「利用対象者ではない」旨が表示されます。

❹ KKRから退職または老齢の年金を受けている方向けのサービス内容と利用方法

＜注＞ＫＫＲから退職または老齢の年金を受給していない方は交付できません。

依頼する



・「公的年金等の源泉徴収票」

㋐令和７年分「公的年金等の源泉徴収票」の発行依頼について

・令和8年3月18日までは、スマートサービス利用登録後、**自動的に交付**いたしますので、発行依頼は不要です。

・令和8年3月19日以降に発行依頼をする場合は、次の㋑の方法により発行依頼を行ってください。

㋑過年分の「公的年金等の源泉徴収票」の発行依頼について

・過年分の「公的年金等の源泉徴収票」が必要な場合は、「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）からログイン後、「**電子交付**」をクリックし、「e-私書箱」の「控除証明書等発行依頼」メニューから**交付を希望する年（令和4（2022）年以降）を指定し、**発行依頼を行ってください。依頼のあった**翌営業日以降**に電子交付いたします。



※令和３（2021）年分以前は、本サービス開始前であるため、電子版の交付はできません。

依頼する

・在職中の年金支給額の試算



「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）をクリックし、ログイン後、**「年金シミュレーション」**メニューをクリックしてください。

画面遷移後、最初の質問「あなたの年金額は決定していますか？」に対して「はい」と回答してください。

その後、年金支給額を試算する条件等を選択・入力してください。

依頼のあった**翌営業日以降**に電子交付いたします。

受け取る

・「公的年金等の源泉徴収票」

・「年金額改定通知書及び年金支払通知書」

・在職中の年金支給額の試算

「源泉徴収票」や「年金額改定通知書及び年金支払通知書」、年金支給額の試算結果が交付されると、登録メールアドレスに「交付完了メール」が届きます。
このメールが届きましたら、「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）をクリックし、ログインしてください。

【次ページに続く】

受け取る



【前ページから続く】

ログイン後、「**電子交付**」をクリックすると、内容の確認・ダウンロードができます。

※マイナポータルにも同様の通知がなされます（マイナポータルからの確認方法は13ページをご覧ください。）。

＜注＞

・**令和７年分「公的年金等の源泉徴収票」**は、スマートサービス利用登録後、**自動的に交付**いたします（自動交付は令和8年1月16日～3月18日までです。3月19日以降は過年分としての発行依頼を行ってください（8ページ参照））。

・**過年分の「公的年金等の源泉徴収票」**を依頼した場合は、依頼のあった**翌営業日以降**に電子交付いたします。

※ＫＫＲから退職または老齢の年金を受給していない方は、源泉徴収票は交付されません。

・**「年金額改定通知書及び年金支払通知書」**は、毎年6月に年金額情報を自動配信いたします。
なお、公的な証明書としてはご利用できませんので、ご注意ください。

電子申請する（その①）

・「氏名・住所変更届」

・「受取機関変更届」

・「加給年金額対象者に係る届出」

【注意】
「KKR年金スマートサービス」の利用者登録後、電子申請が利用可能となるまで、数日を要する場合があります。

※電子申請利用処理中は、届出メニューをクリックしても、「利用対象者ではない」旨が表示されます。



「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）からログインしてください。

ログイン後、「**電子申請**」をクリックし、届出を行う種別を選択してください。

【利用対象者】

・「**氏名・住所変更届**」
老齢、退職、障害年金を受けている方

・「**受取機関変更届**」
老齢、退職、障害年金を受けている方

・「**加給年金額対象者に係る届出**」
受けている年金に加給年金額が加算されており、ハガキ形式の同届出用紙がお手元に届いた方（提出締切前の期間中に限る）

※お届けのあった内容に基づき審査等を行い、その結果をKKRスマートサービス内でお知らせいたします。

※届出の内容に不備等があった場合は、その旨をご連絡いたします。

※ＫＫＲから退職、老齢または障害の年金を受給していない方は、ご利用できません。

※利用対象者ではない方からの届出は返送いたしますのでご了承ください。

電子申請する（その②）

・その他のお手続き

「KKR年金スマートサービス」のTOP画面のURL（▸リンク）からログインしてください。

ログイン後、「**電子申請**」をクリックし、「**その他のお手続き**」を選択してください。
ページ内のリンク先から届出様式（PDF）をダウンロードします。
ダウンロードした届出様式（PDF）を印刷の上、必要事項を記入後スキャンするか、または届出様式（PDF）に必要事項を直接入力し、当該ファイルをアップロードしてください。

【利用対象者】
老齢、退職、障害年金を受けている方

【主なお手続きの内容】
- 「年金額改定通知書」の再発行
- 「年金支払通知書」の再発行
- 「扶養親族等申告書」の再発行
- 「年金証書」の再交付
- 「加給年金額対象者不該当届」
- 「加給年金額支給停止事由該当届」
- 「議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」
- 「外国居住年金受給権者住所・受取金融機関登録（変更）届」

※届出の内容に不備等があった場合は、その旨をご連絡いたします。

【注意】
「KKR年金スマートサービス」の利用者登録後、電子申請が利用可能となるまで、数日を要する場合があります。

※電子申請利用処理中は、届出メニューをクリックしても、「利用対象者ではない」旨が表示されます。



※ＫＫＲから退職、老齢または障害の年金を受給していない方は、ご利用できません。

※利用対象者ではない方からの届出は返送いたしますのでご了承ください。

4．e-私書箱に届いた年金情報をマイナポータルで確認する

①マイナポータル（▸リンク(myna.go.jp)）にログインする

「わたし」の「お知らせ」を選択



②「お知らせ」の一覧から、e-私書箱内に届いているデータを確認・ダウンロードする



「e-私書箱連携」が完了していると、ＫＫＲ年金スマートサービス内の e-私書箱に届いているデータを、マイナポータルからも確認できるようになります。
また、「**公的年金等の源泉徴収票**」については、ここからダウンロードすることで、e-Taxで電子的に確定申告することが可能となります。

公的年金等の源泉徴収票（電子版）を受け取り
⇒ **e-Tax**でオンラインによる確定申告ができます



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

「ｅ-私書箱」や「KKR年金スマートサービス」のご利用についてご不明の点がございましたら、こちらにお問合せください。

KKR ｅ-私書箱ヘルプデスク

Eメール eshishobako-kk-help@nri.co.jp

電　話 050-1791-5544

平日9：00～17：30（土日祝日、年末年始はご利用できません）



